

# 入会のご案内

相模原市薬剤師会は、会員それぞれが「独立性」を保ちながら一つの組織としてまとめ、薬剤師としての職能の向上に努めるとともに、会員相互の親睦を図り、市民に対する保健衛生の向上に寄与することを目的としています。

※薬剤師行動規範及び薬局業務運営ガイドラインは必ずご一読ください。



公益社団法人相模原市薬剤師会

〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見6丁目1番1号

事務局 TEL 042-756-1502

相模原中央メディカル調剤薬局 TEL 042-756-1015

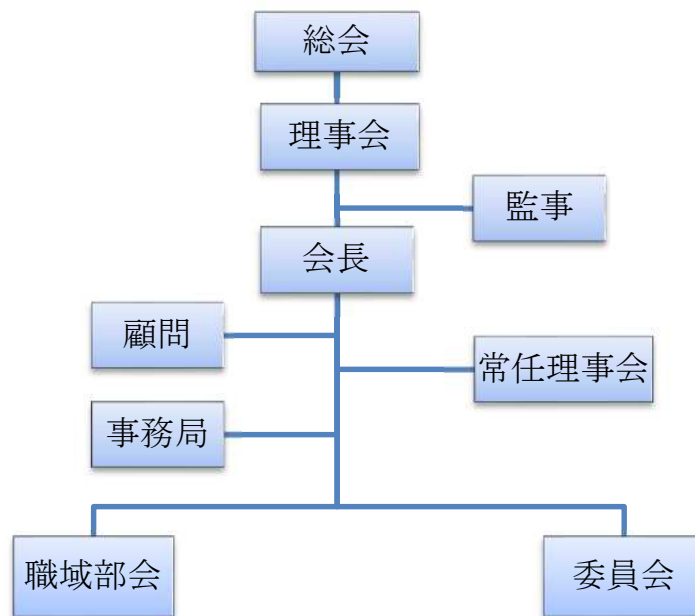
相模原南メディカル調剤薬局 TEL 042-749-2166

相模原市薬剤師会は、薬剤師及び薬学または薬業に関係のある者の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展を図り、これらに関する事業及び福祉・介護に関する事業を行い、もって地域住民に対する厚生福祉の増員に寄与することを目的として、昭和50年3月17日、当時の民法第34条の規定に基づき、神奈川県知事の認可を受けて、同年4月1日に会員126名により設立されました。

その後、国による公益法人制度改革を受け、平成24年3月19日に神奈川県知事より公益法人としての認定を受け、同年4月1日に改組設立いたしました。

現在、正会員309名で構成されており、地域社会において薬剤師職能を発揮し医療、公衆衛生に寄与するため、薬剤師資質の向上のための講習会や研修会等を実施し、また、救急医療体制に参画し円滑に薬剤が提供できる体制を整備並びに運営する事業等を行っています。

#### 組織図



## ご入会の内容は次のとおりです

1. 正会員及び賛助会員になるためには以下の手続きが必要です。

(1) 入会の条件は施設毎に各1名で、下記の書類の提出が必要です。ただし、正会員Bは人数制限はありません

- ① 入会申込書
- ② 誓約書
- ③ 正会員・賛助会員になる方の履歴書
- ④ 個人情報の第三者提供に関する同意書
- ⑤ 台帳
- ⑥ 所在地図

(2) 面接により相互理解

- ① 原則として、前月末日までの申込者に対し、翌月第1水曜日（夜間）に事務局内で行う（Web面接で行う場合もございます）  
本部役員と話し合い
- ② 地区会員との話し合い（省略する場合あり）
- ③ 入会決定通知は原則として毎月第3週の木曜日以降に書面で通知

2. 入会金と会費の納入

会費等は会の運営と事業の原資として活用いたします。

会費の納入時期は、初年度は入会承認日の翌日以降で次年度以降は毎年6月末日

(1) 正会員

- ① 正会員A 年会費 55,000円
- ② 正会員B 年会費 30,000円
- ③ 正会員C 年会費 12,000円

(2) 賛助会員

- ① 団体会員 年会費 50,000円
- ② 個人会員 年会費 10,000円

(3) その他

- ① 正会員A 入会金 30,000円

※年会費を支払った正会員A又は正会員Bの退会により新たに当該薬局等の正会員Aまたは正会員Bになる者の入会金及び年会費は免除となります。

その他、詳細は会員に関する規則をご確認ください。

## 本会の事業は次のとおりです

### 1. 会員の知識を高めるために研修及び会報・年報の発行

医薬分業に係わる研修会及び講演会の開催  
神奈川県薬剤師会学術大会参加  
相薬会報を毎月 1 回発行  
薬事年報を年 1 回発行

### 2. 救急医療に参加

会営の相模原中央メディカル調剤薬局・相模原南メディカル調剤薬局を開設し当番制で参加しています。

運營業務は、休日と平日夜間 365 日（相模原中央メディカル調剤薬局は翌日午前 6 時まで）

### 3. 学校薬剤師として環境衛生検査活動に参加

学校薬剤師活動は、  
市立小学校 72 校・市立中学校 37 校・県立高等学校 16 校を担当  
環境衛生検査活動は、プール水の検体採水と検査年 2～4 回・給食食器の検体採取と検査年 3 回、教室の照度・騒音・空気の機器による検査年 2 回  
その他、私立高校、市立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園の環境衛生検査を実施

### 4. 医薬分業と医薬品支援活動

医薬品の備蓄体制を 2 箇所を設置し医薬品支援  
（原則として保険薬局で保険薬剤師部会員が対象です。）

### 5. 災害時医療救護活動

相模原市薬剤師会は、災害発生時に備え、相模原市と「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結しています。

今後想定される災害に対し、薬剤師会が担う医療救護体制について、相模原市及び医療関係者等に周知するとともに、会員が災害発生後の情報の収集及び伝達の混乱を避け、スムーズに、迅速に活動できるようマニュアルを策定し、災害時には市内救護所に会員薬剤師を派遣できる体制を整えています。

### 6. 啓発・相談活動

地域住民に対する薬の相談及び薬物乱用防止啓発活動事業として、市民を対象に月 1 回及び薬と健康の週間に合わせ 1 回、薬の相談事業を行っています。また、市内において年 2 回保健所及び神奈川県薬物乱用防止指導員協議会と共同で市内駅前にて啓発活動や市内のお祭りなどにおいて市民向けに啓発活動を行っています。

その他、学校薬剤師が市内中学校においてくすりの適正使用教育を適切に行うことができるよう、教育資材作成及び研修等を行っています。

また、スポーツファーマシストを育成し、競技者を含めたスポーツ愛好家などに対し、薬の正しい使い方の指導、薬に関する健康教育などの普及・啓発を行っています。

## 地域医療への貢献に協力しましょう

1. 事業への協力と参加
  - (1) 学校薬剤師として参加
  - (2) 休日・夜間の調剤当番に参加
  - (3) 各種委員会への参加
  - (4) 研修会等に出席
  
2. 薬局相互間の協力
  - (1) 医薬品の供与
  - (2) 情報の提供
  - (3) 親睦
  
3. その他
  - (1) ガイドラインの遵守

### ※地区制

地区名	地区の範囲
1	下九沢・上九沢・大島・田名・田名塩田・水郷田名・上溝・小町通・横山・横山台・千代田・星が丘・並木・陽光台・緑が丘・青葉・光が丘・下溝・麻溝台・当麻・南橋本4丁目
2	相原・二本松・西橋本・橋本台・橋本・東橋本・大山町・南橋本1～3丁目・宮下・小山4丁目・元橋本町
3	宮下本町・すすきの町・向陽町・小山1～3丁目・氷川町・清新・相模原・中央・富士見・相生・矢部1～2丁目
4	上矢部・矢部3～4丁目・矢部新町・淵野辺・淵野辺本町・東淵野辺・共和・鹿沼台・高根・大野台・弥栄・松が丘・由野台・古淵・大沼・東大沼・西大沼・鶉野森
5	若松・文京・相模大野1～6丁目・御園・豊町・旭町・栄町・上鶴間本町1～2丁目
6	上鶴間本町3～9丁目・上鶴間・相模大野7～9丁目・東林間
7	麻溝台1～8丁目・双葉・松が枝町・相南・南台・相模台・相模台団地・相武台団地・新磯野・相武台・磯部・新戸・北里
8	上記以外の緑区